

# 第 1 章 教育委員会と教育予算

# 第 1 章 教育委員会と教育予算

## 1 文京区教育大綱

### (1) 文京区教育大綱の策定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育の目標や施策の根本的な方針である大綱を定めるものとされた。

策定にあたっては、区長と教育委員会から成る総合教育会議において協議することとされており、本区においても平成 27 年 11 月に「文京区教育大綱」を策定した。

その後、新たに教育施策の方向性を示す「文京区教育委員会教育指針」が策定されたことに伴い、令和 2 年 12 月及び令和 3 年 1 月に 2 回の総合教育会議を開催し、令和 3 年 1 月に「文京区教育大綱」を改定した。

### (2) 文京区教育大綱の内容

子どもたちを取り巻く環境は、ICTなどの技術革新や情報化、グローバル化の進展など、めまぐるしく変化しています。このような先を見通すことが難しい「変化の時代」において、社会の変化に伴う様々な課題を乗り越えるとともに、持続可能な社会を見据えた未来を創る力が求められています。

本区では、文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指すとともに、新たな学びの視点を盛り込み、社会の変化にあわせ、迅速かつ柔軟に教育課題の解決を図るため、教育の施策全体の方向性を示す『文京区教育委員会教育指針』（令和 2 年 3 月策定）を策定し、総合的に教育施策を推進しています。

『文京区教育大綱』においては、『文京区教育委員会教育指針』に掲げる視点に、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるよう、『「文の京」総合戦略』（令和 2 年 3 月策定）に掲げる、放課後の安全・安心な居場所づくり、青少年の健全育成、子どもの貧困対策などの取組を加えることで、教育委員会との密接な連携のもと、「文の京」の教育を一層充実させていきます。

#### ●持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

#### ●学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

#### ●地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・

家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

また、子どもたちが、地域の大人等の見守りのもと安心して遊びや学びなどの活動ができるよう、放課後の安全な居場所を提供するとともに、地域の人たちとの交流を通して、自立を促し、社会性を育てていくことができるよう、家庭や学校だけでは経験することが難しい社会参加・社会参画の機会を確保します。

#### ●子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

また、子どもの生まれ育った環境に左右されることなく、等しく同じ条件で教育が受けられるよう、教育支援を実施します。

（令和 3 年 1 月 14 日 文京区長改定）

## 2 「文京区教育ビジョン」の推進

### (1) 文京区教育ビジョン

文京区教育ビジョンは、

#### 個が輝き共に生きる文京の教育

とし、これを推進する。

#### ア 「個が輝く」

「個が輝く」とは、一人ひとりの子どもが尊重され、個の力を発揮して伸びていく様子を表した言葉である。また、次世代を担う子どもたちが、自主的・主体的に行動できる“生きる力”を身に付け、自己実現を図り、個として自立していく姿でもある。

「個が輝く」ためには、自分自身を知り、理解することから始まる。

子どもたち一人ひとりが、興味や関心のある対象から一歩進んで、自分の目的や課題を発見し、それに向かって生き生きと取組む姿は、さらにその子らしさとして個の輝きを増すことにつながる。

そして、子どもが夢中になって物事に取組み、困難を乗り越え、成就感・達成感の喜びや楽しさを積み重ねていくことで自尊感情を高めるとともに、より高い自分自身の夢や希望の実現に向けて努力していこうとする意欲につながっていく。そして、他の人とのかかわりの中で、一人ひとりが「個が輝く」存在であると気付くことで、互いを尊重する気持ちが芽生え、相乗効果がうまれていく。

この一連の姿こそが「個が輝く」ことである。

#### イ 「共に生きる」

「共に生きる」とは、互いを理解しようと努め、心を通わせ、共に感じ、共に生きていく、自他を尊重する心や態度を表した言葉である。

人は、年代・世代はもとより、言語・人種・風俗・習慣・文化や特性等を越えて、相互にかかわり合いながら生きている。たとえ異なる価値観であっても、人として互いを理解し、認め合っ  
て共に生きる道を築いていかなければならない。

社会は、人と人のかかわりによって成り立っている。今日、世界は時間的にも空間的にも接近し、高度情報社会の到来も相まって、言語・習慣・文化の異なる人との触れ合う機会が多くな  
っている。一方、少子高齢化により人口減少が生じている日本においては、様々な世代を越えた  
人々が共に生きる社会を築くため、家族や地域との絆が重要になっている。さらに、地球規模の  
スケールで他の生物や地球そのものと共に生きることを考えて、持続可能な社会を実現してい  
かなければならない。

グローバル化の進展する社会において、互いをかけがえのない存在として認め、そのために行  
動する姿が「共に生きる」ことである。

## (2) 「心の教育」のあゆみ ～「教育ビジョン」へ～

文京区教育委員会は、昭和39年度より「情操教育」と「健康教育」を、昭和51年度からは「心の  
教育」を重点目標として策定し、その実践に努めてきた。旧文部省が「心の教育」を唱える前  
のことである。以来、区の「心の教育」は、各学校の教育目標に位置付けたり、教育課程編成上  
の留意点として取り上げたりするなどして、各学校で実践されるとともに、年 2回『心の教育誌』  
を発行し、その実践の様子を紹介してきた。また、3年に一度「心の教育実践研究推進校」を  
指定し、重点的な検討を進め、多くの成果を発表してきた。

しかし、「心の教育」のとらえ方は、時代や人によって異なったり、幅広く様々な解釈がなされ  
たりするようになってきた。そこで、当初の理念に立ち返るとともに、大きく変貌した新しい時  
代に即応する文京区の教育の方向を探る必要がでてきた。

時代の進展に応じ、より高いものを求めて創造的に取り組むためには、「心の教育」がもつ考  
え方を継承、発展させた、より具体的な指針を示していくことが必要である。

平成 7年度に提起された文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」は、異なる文化、  
思想をこえてすべての人類が手を握り、共に繁栄する国際社会の一員として活躍する人材を育  
たいとの高邁な理想に基づくものであると同時に、一人一人が隣人とともに幸福を追求すること  
のできる心豊かな社会人を育成したいとの願いから策定したものである。

## 3 文京区教育委員会教育目標

教育は、心身ともに健やかで知性と感性に富み、グローバル化の進む社会の一員として将来を担  
う人を育成することが重要である。

文京区教育委員会は、「文京区基本構想～歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』  
～」の理念のもとに、次の「教育目標」に基づき、各学校、家庭、地域及び関係機関との連携を強化  
し、積極的に教育行政を推進していく。

教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指し、一人ひとりの子どもの成長が図  
られるよう、

- 心身ともに健やかで、自他を尊重し、人間性豊かにたくましく生きる人
- 自ら学び考え、表現し行動する人
- 社会の一員として広い視野をもち、日本の将来を担う人

○ 地域を愛し、共に生きる社会を築く人の育成に向けた教育を充実するとともに、生涯にわたって自らの生活を充実させ、社会に貢献できる力をはぐくむため生涯学習の基礎づくりを推進する。

(平成 24 年 1 月 10 日 文京区教育委員会決定)

#### 4 文京区教育委員会教育指針

教育指針は、本区の教育の施策全体の方向性を示すもので、令和元年度に策定した（令和 2 年 3 月 27 日文京区教育委員会決定）。本指針に則って、毎年度、推進すべき施策を「主要施策」として定め、着実に取り組んでいる。また、重要性・緊急性の高い主要課題については、「文の京」総合戦略と整合を図り、財政的な裏付けを伴い実効性を担保しながら施策を推進している。

##### 【教育指針の基本的な視点】

視点 1 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

視点 2 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

視点 3 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

視点 4 子どもの学びを保障する教育環境

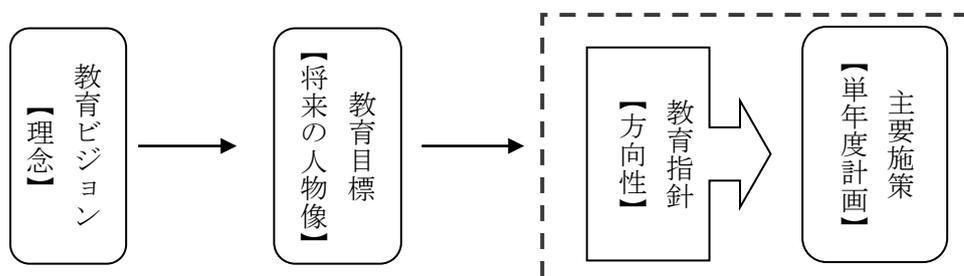
子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

## 5 令和 6年度文京区教育委員会主要施策

教育委員会は、「教育ビジョン～個が輝き共に生きる文京の教育～」の実現を目指し、教育目標に基づいた教育施策を推進するため、教育指針に則って次のとおり主要施策を定め、総合的に教育施策を推進する。

なお、主要施策に定めた施策の取組状況について、翌年度、教育委員会事務局で点検・評価を行う。

### 【主要施策の位置付け】



### (1) 学校教育等

<視点1 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成>

#### ① 新しい未来に向けた教育活動の推進

- ・子どもたちに、戦争の惨禍と世界平和の大切さへの理解を深めてもらうため、文京区平和特派員として区立中学校生徒を派遣し、平和関連施設の訪問等を行う。

<視点2 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成>

#### ① 確かな学力の定着

- ・ICT支援員による支援を充実させ、「ハイブリッド授業」を継続させるとともに、学習者用デジタル教科書及び各種アプリケーションソフトを活用した授業・家庭学習を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な取組を充実させる。

#### ② 豊かな人間性の育成

- ・子どもの権利条約、こども基本法等を踏まえ、「いのちと人権を考える月間」を各学校の教育活動に位置付け、子どもたちが自尊感情や自己肯定感を高め、自分や他者の命や人権を大切にしようとする態度を育てる取組を充実させる。

#### ③ 健康・体力の増進

- ・「文京区部活動ガイドライン」に基づき、区立中学校に部活動指導員及び部活動指導補助員を配置し、部活動の充実を図るとともに、関係機関と連携し、部活動の地域連携・地域移行の推進を図る。

#### ④ 保・幼・小・中の連携・接続

- ・9つのブロックを中心に、幼児・児童・生徒が行事等で交流するとともに、教職員同士が情報交換や研修等を行い、異校種への理解を深める。

⑤ 特別支援教育

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨や合理的配慮の提供等について、年次に応じた研修や、各校において外部講師を招いた研修を実施し、特別支援教育についての理解を深める。

<視点 3 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働>

① 家庭・地域と連携した学校・園づくり

- ・学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めるため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を進め、地域の教育力を生かし、開かれた学校づくりを推進する。

② 家庭教育への支援

- ・家庭における教育に関する学習機会の充実を図るため、保護者を対象とした、応急救護、発達障害、ネットいじめ等の講座を開催し、親子のつながりを高め、また、家庭における教育力の向上を図る。

<視点 4 子どもの学びを保障する教育環境>

① 教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫

- ・幼児・児童・生徒の多様化に対応するため、人的配置を行い、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な取組を進め、幼児・児童・生徒一人一人のよさや可能性を引き出す教育を充実させる。

② 安全・安心な学校生活のための危機管理体制

- ・学校、PTA、スクールガードリーダー、道路管理者、警察等が連携して、通学路の点検やスクールガード連絡会を開催し、地域が協力して子どもたちを見守り、通学路の安全・安心な環境づくりを推進する。

③ 子どもたちの課題に対する専門的アプローチ

- ・スクールソーシャルワーカーの全校配置を実施し、教員やスクールカウンセラーと共に「チーム学校」として、不登校の未然防止、早期対応、支援の充実を図る。また、学校内の居場所に指導員を配置するモデル校の拡充、NPOとの連携によるオンラインシステムを活用した支援の継続などにより、児童・生徒の状況に応じた学びの環境を整備していく。

④ 学校運営に適した学校規模

- ・児童数の増加に応じた普通教室の増設を適切に行い、子どもたちが快適な学校生活を送ることができる教育環境を整える。

⑤ 学校施設等の整備

- ・老朽化した校舎の改築を行うことで、多様な学習活動に対応した指導を可能とするとともに、安全な学校生活を送ることができるよう施設面の整備を図る。

## (2) 文化財行政

- ・所有者の協力を得て、東京文化財ウィーク期間などに通常非公開の指定文化財等を公開活用するほか、文化財講演会、子ども考古学教室、遺跡見学会等を通じて埋蔵文化財調査の成果を広く周知し、還元することにより、区民の文化財保護への理解や意識を醸成し、身近な文化財や地域の歴史・文化に対する愛着を育んでいく。

## (3) 図書館

- ・I C タグを利用した貸出のセルフ化の準備に着手し、I C T 化の推進による図書館利用者の利便性の向上を図る。

(令和 6 年 1 月 23 日 文京区教育委員会教育長決定)

## 6 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価制度について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について自ら点検・評価を行い、また、結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

文京区教育委員会では、平成 20 年度から学識経験者による第三者評価を経て点検・評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、文京区ホームページで公表している。

## 7 教育委員会

教育委員会は、地教行法の定めるところにより、学校その他教育機関の設置・管理、その他の教育事務を執行することを職務権限とする行政委員会であり、教育長及び4人の委員をもって組織される合議体の執行機関である。

### (1) 教育委員会の組織

委員会の構成は、次のとおりである。

- ア 教育長 …… 教育長は、文京区長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、区長が、区議会の同意を得て任命する。教育長の任期は3年であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- イ 委員 …… 委員は、文京区長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、区長が、区議会の同意を得て任命する。任期は4年で非常勤である。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれ、その事務局は、文京区教育委員会規則により、「文京区教育局」と称している。

#### 教育委員会委員名簿

(令和6年9月1日現在)

職名	氏名	任期
教育長	丹羽 恵 玲 奈	令和6年7月8日～令和9年7月7日
教育長 職務代理者	清 水 俊 明	令和2年12月20日～令和6年12月19日
委員	坪 井 節 子	令和3年3月10日～令和7年3月9日
委員	小 川 賀 代	令和5年10月1日～令和9年9月30日
委員	福 田 まさし 雅	令和4年6月23日～令和8年6月22日



丹羽教育長



清水教育長  
職務代理者



坪井委員



小川委員



福田委員

## (2) 教育委員会の活動

教育行政の基本的な施策の決定や諸問題の解決策の重要案件等処理するため、毎月開催する定例会と、必要に応じ緊急案件を処理するために開催する臨時会のほか、連絡会を開催し（関係諸団体等との懇談会を含む。）、事務局との情報交換・事務報告・その他の打合せ等を行っている。

### ア 定例会及び臨時会の開催

(令和5年)

月 会議名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	開催 回数
定例会	12日	17日	30日	14日	12日	1日	13日	8日	1日	18日	7日	7日	12回
臨時会	31日※		6日※ 13日※ 31日※				3日※	22日※ 29日※	27日※	30日※ 31日※	22日※ 29日※		12回

※持ち回り決裁

### イ 定例会及び臨時会の議案審議内容（令和5年）

・ 区条例等の立案請求	2件
・ 規則及び規程の改正等	18件
・ 教育費予算案	5件
・ 議会の議決を経るべき事件の意見聴取（条例・予算案を含む。）	5件
・ 教育委員会人事案件	2件
・ 後援名義等使用承認	15件
・ その他	12件
計	59件

○令和 5年教育委員会定例会・臨時会審議内容等

(○は口頭報告)

<b>第 1 回定例会</b>	令和 5年 1月 12日 (木)
<p><b>【議案】</b>            第 1 号議案 「第 55 回東京都民俗芸能大会」の共催名義の使用について            第 2 号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について</p> <p><b>【報告事項】</b>            (1) 叙勲等表彰受章(賞)者について            (2) 学校運営協議会設置校の指定について</p>	
<b>第 1 回臨時会</b>	令和 5年 1月 31日 (火)
<p><b>【議案】</b>            第 3 号議案 令和 4 年度文京区一般会計補正予算(教育局)について            第 4 号議案 令和 5 年度文京区一般会計当初予算(教育局)について            第 5 号議案 文京区職員定数条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について            第 6 号議案 文京区指定文化財の指定について</p> <p><b>【報告事項】</b>            (1) 令和 5 年度不登校等支援関連事業について</p>	
<b>第 2 回定例会</b>	令和 5年 2月 17日 (金)
<p><b>【議案】</b>            第 7 号議案 文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則            第 8 号議案 文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例施行規則の一部を改正する規則            第 9 号議案 令和 4 年度学校保健・学校給食に関する表彰について</p> <p><b>【報告事項】</b>            (1) 令和 5 年度文京区教育委員会主要施策について            (2) 令和 4 年度文京区教育研究奨励受給者の決定について</p> <p>《参考資料》事業(行事)実施状況及び各施設の利用状況等</p>	
<b>第 2 回臨時会</b>	令和 5年 3月 6日 (月)
<p><b>【議案】</b>            第 10 号議案 文京区立本郷小学校増築校舎借上契約に関する意見聴取について</p>	
<b>第 3 回臨時会</b>	令和 5年 3月 13日 (月)
<p><b>【議案】</b>            第 11 号議案 審査請求に対する裁決について</p>	

<b>第 3 回定例会</b>	令和 5 年 3 月 30 日 (木)
<b>【議案】</b>	
第 12 号議案	「F E S コンテスト (Financial Education Support Contest)」の後援名義の使用について
第 13 号議案	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第 14 号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第 15 号議案	幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
第 16 号議案	幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
第 17 号議案	幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
第 18 号議案	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
第 19 号議案	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
第 20 号議案	教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
第 21 号議案	文京区立教育機関情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則
<b>【報告事項】</b>	
(1)	令和 5 年 2 月定例議会の審議概要について
(2)	令和 4 年度文京区区政功労表彰受賞者について
○(3)	奨学資金に対する寄付の受領について
(4)	学校選択制度の実施に伴う令和 5 年度進路意向確認票の回答状況について
(5)	令和 3 年度 体罰等実態把握調査について
(6)	いじめの重大事態に係る対応について
<b>第 4 回臨時会</b>	令和 5 年 3 月 31 日 (金)
<b>【議案】</b>	
第 22 号議案	教育局幹部職員の人事異動について
<b>第 4 回定例会</b>	令和 5 年 4 月 14 日 (金)
<b>【議案】</b>	
第 23 号議案	「講演会「発達の気になる子が小学校入学まで、小学校卒業までに身に付けるべき力」」の後援名義の使用について
<b>【報告事項】</b>	
(1)	令和 4 年度後援・共催名義使用承認事業一覧について
(2)	令和 5 年度教育職員の異動状況について
<b>第 5 回定例会</b>	令和 5 年 5 月 12 日 (金)
<b>【議案】</b>	
第 24 号議案	「2023 年第 5 回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用について
第 25 号議案	文京区立小日向台町小学校等改築整備方針について
<b>第 6 回定例会</b>	令和 5 年 6 月 1 日 (木)
<b>【議案】</b>	
第 26 号議案	令和 5 年度文京区一般会計補正予算 (教育局) について
第 27 号議案	文京区指定文化財の指定について (諮問)
第 28 号議案	文京区立湯島小学校増築校舎借上契約に関する意見聴取について

<b>第 5 回臨時会</b>	令和 5 年 7 月 3 日 (月)
<b>【報告事項】</b>	(1) 区立小・中学校における学校給食の無償化について
<b>第 7 回定例会</b>	令和 5 年 7 月 13 日 (木)
<b>【議案】</b>	第 29 号議案 「第 23 回 2023 年夏期講習研修会 (会場開催)」 の後援名義の使用について 第 30 号議案 「日中平和友好条約締結 45 周年記念展 Part II 『クーバあちゃんの魔法の花空間～庫淑蘭切り絵展～』」 の後援名義の使用について 第 31 号議案 「オンライン講演会第 3 回女子生徒の理系への進路選択支援を後押しするために」 の後援名義の使用について
<b>【報告事項】</b>	(1) 令和 5 年 6 月定例議会の審議概要について
<b>第 8 回定例会</b>	令和 5 年 8 月 8 日 (火)
<b>【議案】</b>	第 32 号議案 「女子サッカー教室」 の後援名義の使用について 第 33 号議案 「「能楽体験 こども教室」「能楽体験 教員セミナー」」 の後援名義の使用について 第 34 号議案 令和 6 年度使用小学校教科用図書採択について 第 35 号議案 令和 6 年度使用特別支援学級教科用図書採択について 第 36 号議案 小日向台町幼稚園の認定こども園化について
<b>【報告事項】</b>	(1) 幼稚園型認定こども園について
<b>第 6 回臨時会</b>	令和 5 年 8 月 22 日 (火)
<b>【議案】</b>	第 37 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
<b>第 7 回臨時会</b>	令和 5 年 8 月 29 日 (火)
<b>【議案】</b>	第 38 号議案 令和 5 年度文京区一般会計補正予算 (教育局) について 第 39 号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する訓令
<b>第 9 回定例会</b>	令和 5 年 9 月 1 日 (金)
<b>【議案】</b>	第 40 号議案 「DREAM AS ONE. ×親子でチャレンジアカデミーSPECIAL FES.」 の後援名義の使用について 第 41 号議案 「東京大学メタバース工学部ジュニア講座「森が私たちを守る」」 の後援名義の使用について 第 42 号議案 「ようこそ！クラシック～新感覚で味わう体験型コンサート～」 の後援名義の使用について
<b>【報告事項】</b>	(1) 叙勲等候補者の推薦について (2) 育成室の待機児童について
《参考資料》 事業 (行事) 実施状況及び各施設の利用状況等	

<b>第 8回臨時会</b>	令和 5年 9月 27日 (水)
<b>【議案】</b>	
第 43 号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第 44 号議案	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
<b>第10回定例会</b>	令和 5年 10月18日 (水)
<b>【議案】</b>	
第 45 号議案	「宇奈月モーツァルト音楽祭@東京・文京 2024「魔笛」(小中学生向けレクチャーコンサート)」の後援名義の使用について
第 46 号議案	文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則改正
第 47 号議案	文京区教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程
第 48 号議案	文京区教育委員会服務監察規程
<b>【報告事項】</b>	
(1)	令和 5年 9月定例議会の審議概要について
(2)	文京区立小・中学校特別教室改修工事について
(3)	文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園の指定管理者の評価結果について
(4)	令和 5年度全国学力・学習状況調査結果について
(5)	文京区立児童館指定管理者の評価結果について
<b>第 9回臨時会</b>	令和 5年10月30日 (月)
<b>【議案】</b>	
第 49 号議案	令和 5年度文京区一般会計補正予算(教育局)について
第 50 号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例に関する意見聴取について
第 51 号議案	教育長の事業及び事務従事について
<b>【報告事項】</b>	
(1)	文京区立図書館の指定管理者の評価結果について
<b>第10回臨時会</b>	令和 5年 10月31日 (火)
<b>【議案】</b>	
第 52 号議案	教育局幹部職員の人事異動について
<b>第11回定例会</b>	令和 5年11月 7日 (火)
<b>【議案】</b>	
第 53 号議案	文京区教育委員会服務監察基本方針
<b>【報告事項】</b>	
(1)	令和 4年度文京区一般会計歳入歳出(教育局)決算について
(2)	令和 6年度重点施策について
(3)	文京区根津総合センター及び目白台総合センターの指定管理者候補者の選定結果について
	《参考資料》事業(行事)実施状況及び各施設の利用状況等

<b>第 11 回臨時会</b>	令和 5 年 11 月 22 日 (水)
<b>【議案】</b>	
第 54 号議案	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 55 号議案	文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について
<b>第 12 回臨時会</b>	令和 5 年 11 月 29 日 (水)
<b>【議案】</b>	
第 56 号議案	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
<b>【報告事項】</b>	
(1)	文京区立湯島小学校増築校舎借上概要について
<b>第 12 回定例会</b>	令和 5 年 12 月 7 日 (木)
<b>【議案】</b>	
第 57 号議案	「第 62 回東京都図画工作研究大会中央大会」の後援名義の使用について
第 58 号議案	「水循環教育スキルアップ講座」の後援名義の使用について
第 59 号議案	審査請求に対する裁決について
<b>【報告事項】</b>	
(1)	令和 5 年 11 月定例議会の審議概要について
(2)	令和 4 年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について

#### ウ 総合教育会議

改正地教行法が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、この法律の規定に基づき、文京区総合教育会議が平成 27 年 7 月 9 日に設置された。

総合教育会議は、地方公共団体の長が設置することとされ、教育に関する大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について、区長と教育委員会で協議・調整を行う。

会議の構成員は、区長及び教育委員会（教育委員及び教育長）である。

○令和 5 年度総合教育会議議題

回	月日	議題
1	12/7 (木)	学校給食の無償化について

エ 歴代教育委員長・教育長

【教育委員長】

初代 石田 寅雄  
二代 小堀 満馬  
三代 青木 勝治  
四代 山根 静人  
五代 加藤 行吉  
六代 丹羽 博  
七代 石橋 三郎  
八代 平澤 薫  
九代 下村 康正  
十代 小堀 樹  
十一代 樺山 紘一  
(平成 27 年 7 月教育委員長職廃止)

【教育長】

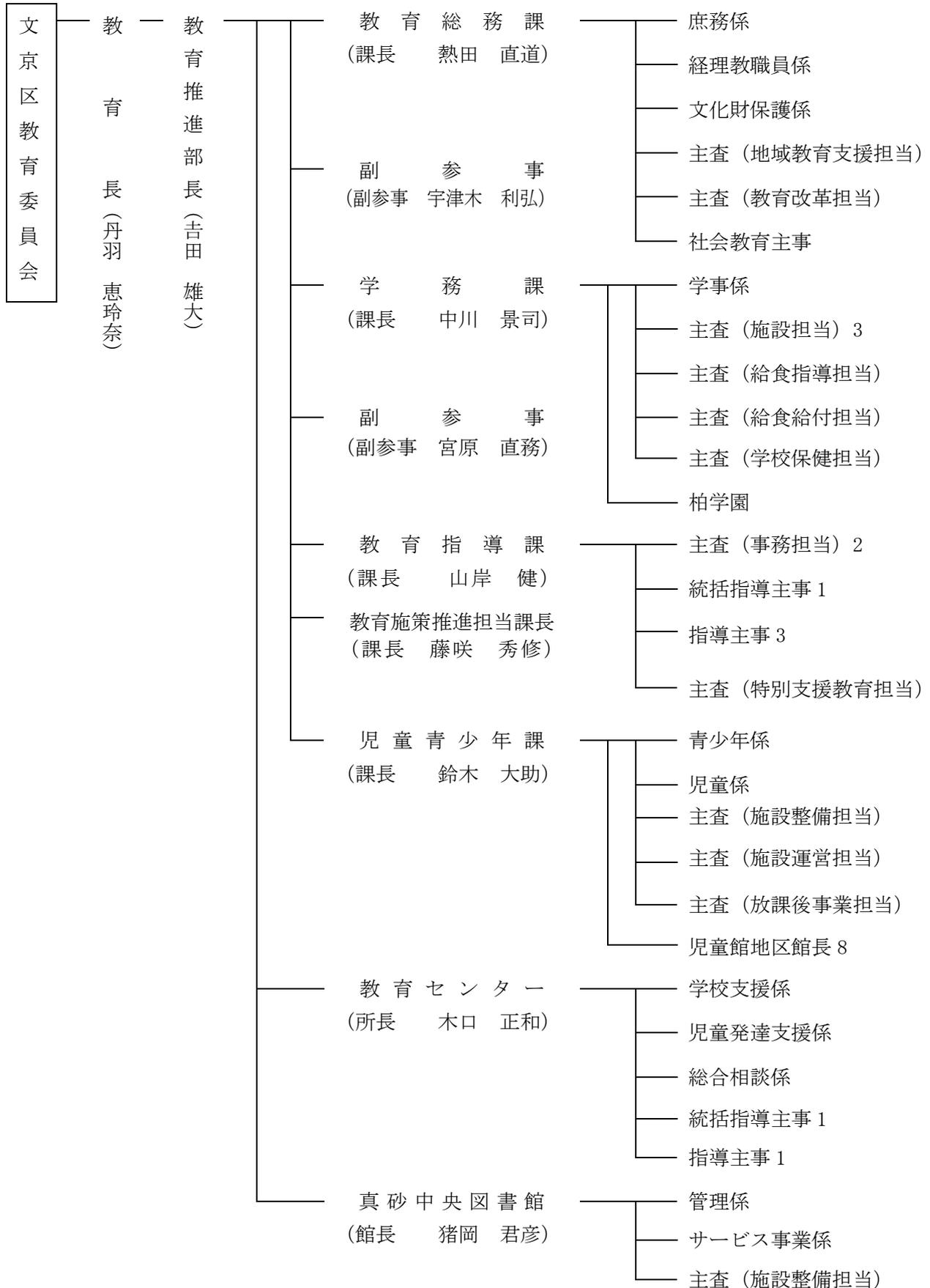
初代 宮下 義弘 (昭和 27. 11. 1 ~ 昭和 30. 9. 13)  
二代 石橋 三郎 (昭和 30. 10. 8 ~ 昭和 38. 11. 25)  
三代 奥田 貞司 (昭和 38. 11. 26 ~ 昭和 43. 9. 30)  
四代 阿部 敏武 (昭和 43. 10. 1 ~ 昭和 55. 10. 6)  
五代 貫井 昭三 (昭和 55. 10. 8 ~ 昭和 61. 3. 31)  
六代 富田 誠一 (昭和 61. 4. 1 ~ 平成 4. 10. 6)  
七代 中村 一彦 (平成 4. 11. 9 ~ 平成 5. 12. 23)  
八代 小高 偉之 (平成 5. 12. 24 ~ 平成 8. 11. 8)  
九代 保野 晋一郎 (平成 8. 11. 20 ~ 平成 12. 11. 19)  
十代 中村 満吉 (平成 12. 12. 20 ~ 平成 16. 12. 19)  
十一代 宮下 眞 (平成 16. 12. 20 ~ 平成 19. 6. 10)  
十二代 根岸 創造 (平成 19. 6. 12 ~ 平成 23. 6. 12)  
十三代 原口 洋志 (平成 23. 6. 14 ~ 平成 27. 7. 7)  
十四代 南 新平 (平成 27. 7. 8 ~ 平成 30. 7. 7)  
十五代 佐藤 正子 (平成 30. 7. 8 ~ 令和元. 6. 12)  
十六代 加藤 裕一 (令和元. 6. 13 ~ 令和 6. 7. 7)  
十七代 丹羽 恵玲奈 (令和 6. 7. 8 ~ 令和 9. 7. 7)

才 歴代教育委員名簿（就退任年月日）

氏 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日	
石 田 寅 雄	昭 27. 10. 6	昭 31. 9. 30	小 堀 樹	昭 55. 12. 10	昭 59. 12. 9	
	31. 10. 1	32. 9. 30		59. 12. 10	63. 12. 9	
宮 部 正 夫	27. 10. 6	31. 9. 30	平	63. 12. 10	4. 12. 9	
葛 岡 吉之助	27. 10. 6	31. 9. 30		平 4. 12. 10	8. 12. 9	
小 堀 満 馬	27. 10. 6	31. 9. 30	平	8. 12. 10	12. 12. 9	
	31. 10. 1	33. 9. 30		12. 12. 20	16. 12. 19	
栗 本 俊 道	27. 10. 22	28. 9. 1	16. 12. 20	20. 12. 19		
宮 下 義 弘	27. 11. 1	30. 9. 13	富 田 誠 一	昭 61. 4. 1	昭 63. 10. 6	
中 田 高 平	28. 9. 2	29. 8. 3	平	63. 10. 7	平 4. 10. 6	
有 滝 富 寿丸	29. 8. 9	30. 4. 30		大 森 暢 久	昭 62. 3. 21	平 3. 3. 20
大 町 久 世	30. 6. 1	31. 9. 30	平	3. 3. 22	7. 3. 21	
	31. 10. 1	34. 9. 30		7. 3. 22	11. 3. 21	
青 木 勝 治	34. 12. 14	38. 12. 13	平	波 多 野 梗 子	昭 62. 3. 21	3. 3. 20
	31. 10. 1	35. 9. 30		平 3. 3. 22	7. 3. 21	
石 橋 三 郎	30. 10. 8	31. 9. 30	中 村 一 彦	4. 11. 9	5. 12. 23	
	31. 10. 1	35. 9. 30	小 高 偉 之	5. 12. 24	8. 11. 8	
大 沢 林之助	35. 10. 1	38. 11. 25	松 浦 千 譽	7. 3. 22	11. 3. 21	
	43. 10. 1	47. 9. 30		11. 6. 22	15. 6. 21	
山 根 静 人	47. 10. 1	51. 9. 30	保 野 晋 一 郎	8. 11. 20	12. 11. 19	
	51. 10. 7	55. 10. 6		猪 口 邦 子	11. 6. 22	15. 6. 21
栗 山 忠 雄	32. 10. 1	36. 9. 30	棚 橋 嘉 勝	16. 6. 22	17. 8. 29	
	33. 10. 1	37. 9. 30		中 村 満 吉	12. 12. 20	16. 12. 19
見 山 恭 正	37. 10. 1	41. 7. 1	神 田 道 子	12. 12. 20	16. 12. 19	
	35. 10. 1	37. 1. 11		島 田 燁 子	15. 6. 23	16. 5. 31
加 藤 行 吉	36. 12. 7	40. 12. 6	膳 惠 子	15. 6. 23	19. 6. 22	
	37. 4. 1	39. 9. 30		宮 下 眞	16. 12. 20	20. 12. 19
奥 田 貞 司	39. 10. 1	43. 9. 30	岡 野 俊 一 郎	16. 12. 20	19. 6. 10	
	43. 10. 1	45. 3. 17		17. 9. 21	19. 6. 22	
鈴 木 布 美	38. 11. 26	39. 9. 30	根 岸 創 造	19. 6. 23	23. 6. 22	
	39. 10. 1	43. 9. 30		19. 6. 12	20. 12. 19	
内 藤 祐 次	39. 4. 1	43. 3. 31	樺 山 紘 一	20. 12. 20	23. 6. 12	
	41. 3. 18	42. 9. 16		19. 10. 1	23. 9. 30	
丹 羽 博	41. 10. 1	45. 7. 25	清 水 俊 明	23. 10. 1	27. 9. 30	
	阿 部 敏 武	43. 10. 1		47. 9. 30	20. 12. 20	24. 12. 19
成 田 成 寿		47. 10. 1	51. 9. 30	令	24. 12. 20	28. 12. 19
	51. 10. 7	55. 10. 6	28. 12. 20		2. 12. 19	
植 村 利 夫	43. 12. 7	47. 12. 6	秋 田 喜代美	令 2. 12. 20	現 職	
	47. 12. 7	51. 12. 6		21. 3. 10	25. 3. 9	
井 形 潔 子	51. 12. 7	55. 12. 6	原 口 洋 志	23. 6. 13	24. 12. 19	
	平 澤 薫	45. 7. 9		49. 7. 8	24. 12. 20	27. 7. 7
吉 田 欣 子		45. 10. 8	49. 10. 7	田 嶋 幸 三	平 23. 6. 23	平 27. 6. 22
	50. 3. 21	54. 3. 20	27. 6. 23		30. 6. 22	
貫 井 昭 三	54. 3. 21	58. 3. 20	坪 井 節 子	30. 6. 23	令 4. 6. 22	
	58. 3. 21	62. 3. 20		平 25. 3. 10	平 29. 3. 9	
下 村 康 正	50. 3. 21	54. 3. 20	羽 入 佐 和 子	29. 3. 10	令 3. 3. 9	
	54. 3. 21	58. 3. 20		令 3. 3. 10	現 職	
平 澤 薫	58. 3. 21	62. 3. 20	小 川 賀 代	27. 10. 1	28. 3. 31	
	吉 田 欣 子	55. 10. 7		59. 10. 6	平 28. 6. 2	令 1. 9. 30
貫 井 昭 三		59. 10. 7	61. 3. 31	福 田 雅	令 1. 10. 1	5. 9. 30
	昭 55. 12. 10	昭 59. 12. 9	5. 10. 1		現 職	
下 村 康 正	59. 12. 10	63. 12. 9	現 職	現 職	現 職	
	63. 12. 10	平 4. 12. 9				
平 澤 薫	平 4. 12. 10	8. 12. 9	現 職	現 職	現 職	
	8. 12. 10	12. 12. 9				

8 教育局等の組織と分掌事務

(1) 教育局等の組織 (令和 6 年 9 月 1 日現在)



(2) 各課・所・館の主な分掌事務（令和 6 年 4 月 1 日現在）

課名	係 名	分 掌 事 務	
教 育	庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の事務事業の総合調整及び連絡推進に関すること。</li> <li>2 教育委員会に関すること。</li> <li>3 教育行政の総合調整及び連絡推進に関すること。</li> <li>4 職員の任免その他の人事に関すること。</li> <li>5 文書の受発、審査、記録、編集及び保存に関すること。</li> <li>6 公印の管守に関すること。</li> <li>7 法規及び庁規に関すること。</li> <li>8 訴訟、請願、和解、調停及び審査請求に関すること。</li> <li>9 東京都教育委員会等との連絡に関すること。</li> <li>10 奨学資金に関すること。</li> <li>11 入学支度資金に関すること。</li> <li>12 教育行政の広報及び相談事務に関すること。</li> <li>13 教育に関する研究、調査及び統計に関すること。</li> <li>14 教育資料の収集・整理に関すること。</li> <li>15 情報公開の調整に関すること。</li> <li>16 私立専修学校及び私立各種学校に関すること。</li> <li>17 部内他の課及び課内他の係に属しないこと。</li> </ol>	
	総 務 課	経理教職員係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の予算と決算の統轄及び経理に関すること。</li> <li>2 予算令達に関すること。</li> <li>3 予算、決算の総合調整並びに調査及び統計に関すること。</li> <li>4 教職員及び県費負担教職員の被服貸与に関すること。</li> <li>5 教職員の健康診断等に関すること。</li> <li>6 県費負担教職員の旅費に関すること。</li> <li>7 学校関係職員の任免その他の人事に関すること。</li> <li>8 学校関係職員の研修に関すること。</li> <li>9 文京区立学校安全衛生委員会に関すること。</li> </ol>
		文化財保護係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護及び育成に関すること。</li> <li>2 文化財保護審議会に関すること。</li> <li>3 文化財調査員に関すること。</li> </ol>
		課務担当主査 (地域教育支援担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭教育の推進及びPTAの育成に関すること。</li> <li>2 地域教育の支援に関すること。</li> <li>3 青少年委員に関すること。</li> </ol>
		課務担当主査 (教育改革担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施策の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>2 教育改革の推進に関すること。</li> </ol>
		社会教育主事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育の専門的技術的な助言と指導に関すること。</li> <li>2 学校支援の助言に関すること。</li> </ol>

課名	係 名	分 掌 事 務
学 務 課	学事係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立学校及び区立幼稚園の設置及び廃止に関する事。</li> <li>2 児童生徒の就学及び転退学に関する事。</li> <li>3 区立学校及び区立幼稚園の学級編制に関する事。</li> <li>4 児童生徒の就学援助等に関する事。</li> <li>5 移動教室及び自然体験教室等に関する事。</li> <li>6 教科書の給与に関する事。</li> <li>7 課内、他の係に属しない事。</li> </ol>
	課務担当主査 (施設担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立学校、区立幼稚園その他の学校施設の建設計画に関する事。</li> <li>2 学校施設等の維持管理及び保全に関する事。</li> <li>3 学校施設等の営繕工事に関する事。</li> <li>4 校具・教材の整備に関する事。</li> <li>5 校舎使用に関する事。</li> <li>6 学校施設等の敷地の設定及び変更に関する事。</li> <li>7 教育財産の取得及び処分連絡調整に関する事。</li> <li>8 その他学校施設等に関する事。</li> </ol>
	課務担当主査 (給食指導担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 給食指導に関する事。</li> </ol>
	課務担当主査 (給食給付担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生徒等に係る給付金に関する事。</li> </ol>
	課務担当主査 (学校保健担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立学校及び区立幼稚園の保健衛生に関する事。</li> <li>2 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</li> <li>3 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。</li> <li>4 健康教育に関する事。</li> </ol>
教 育 指 導 課	課務担当主査 (事務担当) 統括指導主事 指導主事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 幼稚園教育職員の人事に関する事。</li> <li>2 幼稚園教育職員団体に関する事。</li> <li>3 教職員の人事事務について東京都教育委員会等との連絡に関する事。</li> <li>4 教職員の服務に関する事。</li> <li>5 教職員の給与、福利厚生に関する事。</li> <li>6 学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。</li> <li>7 教科書採択に関する事。</li> <li>8 教科書以外の教材の取扱いに関する事。</li> <li>9 教育課程に関する事。</li> <li>10 教育指導に関する事。</li> <li>11 教職員の研修に関する事。</li> <li>12 その他学校教育活動に関する事。</li> </ol>
	課務担当主査 (特別支援教育担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特別支援教育に関する事。</li> </ol>

課名	係名	分掌事務
児童青少年課	青少年係	1 青少年の健全育成及び青少年問題協議会に関する事。 2 課内他の係に属しない事。
	児童係	1 児童館運営及び育成室事業に関する事。
	課務担当主査 (施設整備担当)	1 育成室の整備に関する事。 2 都型学童クラブの誘致及び整備、運営に係る助成に関する事。 3 育成室の開設に係る公有地等の活用に関する事。
	課務担当主査 (施設運営担当)	1 公設民営育成室事業に関する事。
	課務担当主査 (放課後事業担当)	1 放課後事業に関する事。
教育センター	学校支援係 統括指導主事 指導主事	1 教育センター運営委員会に関する事。 2 公印の管守及び文書に関する事。 3 予算、決算及び経理に関する事。 4 教育センターの施設等の維持管理に関する事。 5 教科書センターに関する事。 6 教育資料に関する事。 7 調査研究に関する事。 8 教員の研修に関する事。 9 学校支援に関する事。 10 教育支援センターに関する事。 11 科学教育に関する事。 12 健康教育に関する事。 13 地域大学等連携事業に関する事。 14 庁中取締りに関する事。 15 前各号に掲げるもののほか、教育センターに関する事。
	児童発達支援係	1 児童発達支援センターに関する事。
	総合相談係	1 子どもの発達及び教育に係る相談に関する事。 2 児童発達支援センターに関する事。

	係 名	分 掌 事 務
真 砂 中 央 図 書 館	管理係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公印の管守及び文書に関すること。</li> <li>2 予算、決算及び経理に関すること。</li> <li>3 中央館内取締り並びに館舎及び設備の維持管理に関すること。</li> <li>4 職員の服務に関すること。</li> <li>5 図書館電子計算組織に関すること。</li> <li>6 中央館内他の係に属しないこと。</li> <li>7 指定管理者が管理する館（以下「指定管理図書館」という。）の管理運営業務の監理に関すること。</li> <li>8 館の管理運営に関する連絡調整に関すること。</li> <li>9 その他指定管理図書館に属しないこと。</li> </ol>
	サービス事業係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。</li> <li>2 図書館資料の収集（寄附を含む。）、整理及び保存に関すること。</li> <li>3 参考資料の作成及び読書の指導案内に関すること。</li> <li>4 読書会、講演会、研究会、鑑賞会及び映写会等の開催及び奨励に関すること。</li> <li>5 障害者に対する図書館サービスに関すること。</li> <li>6 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。</li> <li>7 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。</li> <li>8 前各号に係る指定管理図書館の事務執行の監理に関すること。</li> <li>9 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。</li> <li>10 館の評価に関すること。</li> <li>11 図書館サービスについての連絡調整に関すること。</li> <li>12 その他図書館サービスに関すること。</li> </ol>
	課務担当主査 (施設整備担当)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 館の整備に関すること。</li> </ol>

## 9 教育予算

### (1) 令和 6 年度当初予算のあらまし

令和 6 年度一般会計当初予算は、1,275 億 2,800 万円で、前年度より 9.7%の増となっている。このうち教育予算は、219 億 8,950 万円で、前年度比 7.9%の増となっており、一般会計の 17.2%（前年度 17.5%）を占めている。

主な事業内容として、基礎・基本の学力育成事業、老朽校舎の改築、学校施設の快適性向上事業、区立幼稚園における預かり保育の実施、放課後に安心して活動できる居場所を提供する事業、子どもの学び支援事業等があげられる。

### 一般会計予算（当初）の構成

（単位：千円）

款	6 年 度		5 年 度		比 較 増（△）減	増減率	備 考
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比			
1. 議 会 費	682,709	% 0.5	650,468	% 0.6	32,241	5.0	
2. 総 務 費	20,585,263	16.1	14,086,298	12.1	6,498,965	46.1	
3. 区 民 費	4,013,423	3.2	3,973,260	3.4	40,163	1.0	
4. 産業経済費	1,379,920	1.1	1,351,270	1.2	28,650	2.1	
5. 民 生 費	59,055,018	46.3	52,770,879	45.4	6,284,139	11.9	
6. 衛 生 費	6,209,324	4.9	10,180,242	8.8	△3,970,918	△39.0	
7. 都市整備費	1,494,598	1.2	1,395,714	1.2	98,884	7.1	
8. 土 木 費	6,814,427	5.3	6,329,717	5.4	484,710	7.7	
9. 資源環境費	4,358,308	3.4	4,108,770	3.5	249,538	6.1	
10. 教 育 費	21,989,496	17.2	20,384,356	17.5	1,605,140	7.9	
11. 諸 支 出 金	845,514	0.7	677,026	0.6	168,488	24.9	
12. 予 備 費	100,000	0.1	300,000	0.3	△200,000	△66.7	
歳 出 合 計	127,528,000	100.0	116,208,000	100.0	11,320,000	9.7	

### (2) 重点施策と主な事業

（\*印は新規事業、◎印は重点施策）

#### ① 子育て・親育ち

(ア) 家庭教育講座 50 万 9 千円

#### ② 保育内容の充実

(ア) 区立幼稚園の預かり保育 2 億 4,204 万 8 千円

(イ) 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 2,445 万 3 千円

#### ③ 豊かな人間性の育成

(ア) いのちの教育の推進 [「いのちと心の授業」、「移動動物園」等] 138 万 5 千円

(イ) 心の教育の推進 [「道徳授業地区公開講座」、「啓発誌の発行」] 69 万 9 千円

＊◎(ウ) 文京区平和特派員事業	816 万円
<b>④ 学力やさまざまな知恵</b>	
(ア) 科学教育事業	3,999 万 2 千円
(イ) 地域大学等連携事業	260 万 5 千円
(ウ) 「話す力」向上プログラム事業	308 万円
<b>⑤ 健康教育の充実</b>	
(ア) 健康・体力増進事業	4,034 万 6 千円
<b>⑥ 地域のかかわりと体験</b>	
(ア) 学校防災宿泊体験事業	985 万 1 千円
<b>⑦ 伝統・文化を活かした教育活動</b>	
(ア) 学校給食における「和食の日」の実施	1,876 万 9 千円
(イ) 文京ふるさと学習プロジェクトの推進〔「社会科副読本作成及び購入」〕	582 万 8 千円
<b>⑧ 基礎・基本の学力育成</b>	
(ア) 確かな学力育成事業	2 億 2,090 万 7 千円
(イ) 英語力向上推進事業〔「中学校での英検受験機会の保障」等〕	1 億 4,957 万 5 千円
(ウ) 英語体験学習事業	1,809 万 6 千円
(エ) 大学との連携による学習指導補助員配置事業	380 万円
<b>⑨ 保・幼・小・中の連携</b>	
(ア) 保・幼・小・中の連携教育の推進	36 万 3 千円
<b>⑩ 特別支援教育等の推進</b>	
(ア) 交流及び共同学習支援員配置事業	2 億 8,515 万円
(イ) 特別支援教育担当指導員配置事業	3 億 2,124 万 3 千円
<b>⑪ 学校支援機能の強化と働き方改革の推進</b>	
(ア) 教員研修・研究事業	2,711 万 5 千円
(イ) 総合相談事業	3 億 8,605 万円
◎(ウ) 子どもの学び支援事業	6 億 1,190 万 6 千円
(エ) 「生きる力」実現・学校力パワーアップ事業	2,379 万 2 千円
(オ) 中学校部活動支援	1 億 3,975 万 4 千円
(カ) 教職員の行う庶務事務の効率化	2,129 万 1 千円
<b>⑫ 地域ぐるみの学校支援</b>	
(ア) 地域学校協働本部事業	3,178 万 7 千円
(イ) 青少年委員による学校支援活動等の推進	703 万 4 千円
(ウ) コミュニティ・スクールの運営	544 万 1 千円
<b>⑬ 教育環境の整備</b>	
◎(ア) 誠之小学校改築（校舎改築工事等）	4 億 7,033 万 8 千円
◎(イ) 明化小学校等改築（校舎改築工事等）	8 億 324 万 3 千円
◎(ウ) 柳町小学校等改築（校舎改築工事等）	8 億 8,297 万 5 千円
◎(エ) 小日向台町小学校等改築（基本設計及び実施設計）	0 円
◎(オ) 千駄木小学校等改築（設計業者選定及び設計等）	6,397 万 2 千円
◎(カ) 校庭、屋上防水及び外壁・サッシ改修	8 億 6,369 万 7 千円
〔屋上防水及び外壁・サッシ改修 全 4 校うち実施設計 1 校〕	

◎(キ) 学校施設等の快適性向上 〔特別教室改修CM業務委託 全16校、特別教室改修 全1校〕	3億9,025万円
◎(ク) 小学校の教室増設対策〔湯島小学校・昭和小学校・本郷小学校〕	4億4,620万9千円
◎(ケ) 給食室の整備〔林町小学校・窪町小学校（実施設計）〕	3億3,547万7千円
(コ) 「Society5.0の教室」プロジェクト	1億2,060万8千円
<b>⑭ 子育て世帯への経済的支援</b>	
*◎(ア) 学校給食費支援事業	9億6,556万5千円
<b>⑮ 放課後の居場所の充実</b>	
(ア) 児童館・育成室・放課後全児童向け事業の運営	29億9,928万7千円
<b>⑯ 社会体験・地域との交流</b>	
(ア) 青少年健全育成会活動支援	1,167万円
(イ) 青少年の社会参加推進事業	122万4千円
<b>⑰ 青少年の健全育成活動</b>	
(ア) 青少年プラザ事業	8,845万7千円
<b>⑱ 障害者福祉サービスの充実</b>	
(ア) 児童発達支援センターの運営	2億1,672万4千円
<b>⑲ 図書館機能の充実</b>	
(ア) 図書館資料の購入等	1億3,744万5千円
(イ) 指定管理者の管理運営〔地区館7館2室〕	9億2,964万円
*◎(ウ) ICT化の推進による図書館利用者の利便性向上 ～区立図書館の「学びの拠点」向上プロジェクト～	1億1,340万5千円
<b>⑳ 歴史・文化情報</b>	
(ア) 文化財行政の推進	68万3千円

### (3) 教育予算（当初予算）の推移

（単位：千円）

区分 \ 年度	6	5	4	3	2
区一般会計	127,528,000	116,208,000	112,369,000	107,991,000	111,270,000
教育費	21,989,496	20,384,356	18,441,767	18,825,006	19,471,359
1. 教育総務費	1,384,894	1,236,238	1,152,455	1,100,064	1,088,940
2. 学校教育費	18,610,916	17,266,004	15,519,228	14,690,891	15,729,576
3. 校外施設費	207,332	187,534	201,986	1,432,970	1,023,971
4. 社会教育費	114,588	128,390	78,445	94,987	94,107
5. 図書館費	1,671,766	1,566,190	1,489,653	1,506,094	1,534,765
総務費	4,722	2,300	2,300	2,738	3,176
民生費	3,922,982	2,876,435	2,643,365	2,631,820	2,277,306
区一般会計に占める教育予算の割合（%）	17.2	17.5	16.4	17.4	17.5

## 10 広報活動

教育行政、学校教育、地域教育等の情報を積極的に広く区民に提供し、その啓発と理解を図るために、平成12年度から教育だより「きあら」を発行している。

区立幼稚園、小学校、中学校の園児・児童・生徒一人ひとりに配布するとともに、9月発行号において、紙面を2ページ増やし、区立中学校の魅力を発信している。

- ア 配布対象 新聞折込、区立幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒  
 イ 発行回数 年3回（4月・9月・1月）  
 ウ 発行部数 77,110部/回  
 エ 規 格 タブロイド判 4ページ（4月・1月）、6ページ（9月） 4色刷り  
 オ 令和5年度の発行実績

号数	発行日	主 な 記 事
64号	4/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALTを活用した実践授業</li> <li>本郷小学校地域学校協働本部が文部科学大臣表彰を受賞しました</li> <li>中高生の秘密基地<sup>ビ-ラボ</sup>b-lab</li> </ul>
65号	9/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>区立中学校オープンキャンパスを開催します</li> <li>文京区立学校の学校給食を無償化します</li> <li>出張マナビ場を開催します！</li> </ul>
66号	1/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>文京区「図書館を使った調べる学習コンクール」入賞作品が決定しました！</li> <li>東京都小学生科学展/文京区立中学校総合体育大会</li> <li>区立小学校で使用する教科書が決まりました</li> </ul>